

概要（事前分析表（案）のポイント）

施策目標V－1－1

公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び
労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

確認すべき主な事項（事前分析表）

| 背景・課題について | |
|---------------|--|
| 1 | 施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。 (注1) 課題の分析に漏れがあると、その後に続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。 |
| 達成目標について | |
| 2 | 課題に対応した達成目標を設定できているか。 |
| 3 | 施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。 (注2) 達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。 |
| 測定指標、参考指標について | |
| 4 | 達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか(達成目標と測定指標の関係性は明確か)。 |
| 5 | 測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。 (注3) 最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中長期的なアウトカムを設定することが望ましい。 |
| 6 | 測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。 |
| 7 | 当該年度の目標値が記載されているか。 |
| 8 | 目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。 |
| 9 | 目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。 |
| 達成手段について | |
| 10 | 測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。 |
| 11 | 達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。 (注2) 参照 |

【概要】令和7年度事前分析表（案）（施策目標V-1-1）

基本目標V：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1：労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策目標1：公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

現状（背景）

1. ハローワーク(HW)における労働力需給調整

- HWにおいては、近年、新型コロナウイルス感染症の影響から、求職者が求職活動を控える動きもあり、就職件数が減少（※1）。一方、HWにおいて求職者ニーズの高い職種・業種等に重点を置いた求人開拓等を実施した結果、新規求人件数が持ち直している（※2）。

〔※1〕就職件数 2020年度：1,225,428件⇒2023年度：1,206,179件

〔※2〕新規求人件数 2020年度：8,771,386件⇒2023年度：10,275,639件

課題1

- HWにおいては、労働市場のセーフティネットの機能として、求職者に対し、迅速にその能力に適合する職業に就くことをあっせんするため、早期再就職等に向けた支援を強化するとともに、労働力需給のミスマッチを解消する必要がある。
- また、HWにおいては、キャリアコンサルティング機能の強化に向け、求職者の個々の事情に応じた利便性の向上を行う必要があるため、デジタル技術を活用した求職・求人双方へのサービス向上を図る必要がある。

達成目標1

HWにおける労働力需給調整機能を強化する

【測定指標】太字・下線が主要な指標

1 公共職業安定所の求職者の就職率（一般）（アウトカム）

2 雇用保険受給者の早期再就職割合（アウトカム）

3 公共職業安定所の求人の充足率（一般）（アウトカム）

4 新規求人件数に占めるオンラインによる求人件数の割合（アウトプット）

2. 労働者派遣事業、雇用仲介事業

- 2023年6月1日現在の派遣労働者数は約192万人（2018年：約134万人）、2022年度の派遣先事業所数は約80万所（2018年度：約69万所）と、近年増加傾向。（なお、派遣元事業所数は横ばい（2018年度：43,336所⇒2022年度：44,690所）。
- 令和4年職業安定法改正（求人等に関する情報の的確な表示の義務化、求人メディア等に関する届出制の創設等）により、求職者が安心して求職活動できる環境整備とマッチング機能の質の向上を図っている。

課題2

- 労働者派遣事業を適切に運営するため、引き続き制度の周知徹底等を図る必要がある。
- 求職者が安心して求職活動でき、マッチング機能の質が向上するよう、求人メディア等が依拠すべきルール等の周知徹底を図るとともに、優良事業者の利用を促進する必要がある。

達成目標2

労働者派遣事業、雇用仲介事業の適正な運営を確保する

5 説明会等において労働者派遣法等の周知啓発を図った事業所数（アウトプット）

6 派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、相談者の抱える問題について、相談を通じて解決に至った割合（アウトカム）

7 優良募集情報等提供事業者認定制度の申請に際し、新たな取組を実施した事業者の割合（アウトカム）

8 優良募集情報等提供事業者認定を受けることを希望して相談してきた事業者のうち、年度内に認定取得に向けた準備を開始していると回答した事業者の割合（アウトカム）

3. 民間人材サービスの活用

- 2023年度の平均有効求人倍率は1.29倍で前年度に比べて0.02ポイント低下している中、民営職業紹介事業所の紹介による就職件数は増加傾向にあり（2006年：約39万件⇒2022年：約81万件）、民営職業紹介事業所数も大幅に増加（2006年度：13,469所⇒2023年度：31,237所）。

課題3

- 経済のグローバル化や少子高齢化の中、働き手の数（量）の確保と労働生産性（質）の向上が課題。
- 学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応える必要がある。

達成目標3

良質な民間人材ビジネスを最大限活用した効果的な就業支援を実施し、官民の連携による労働市場全体のマッチング機能の強化を推進する

9 優良認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した派遣事業者の割合（アウトカム）

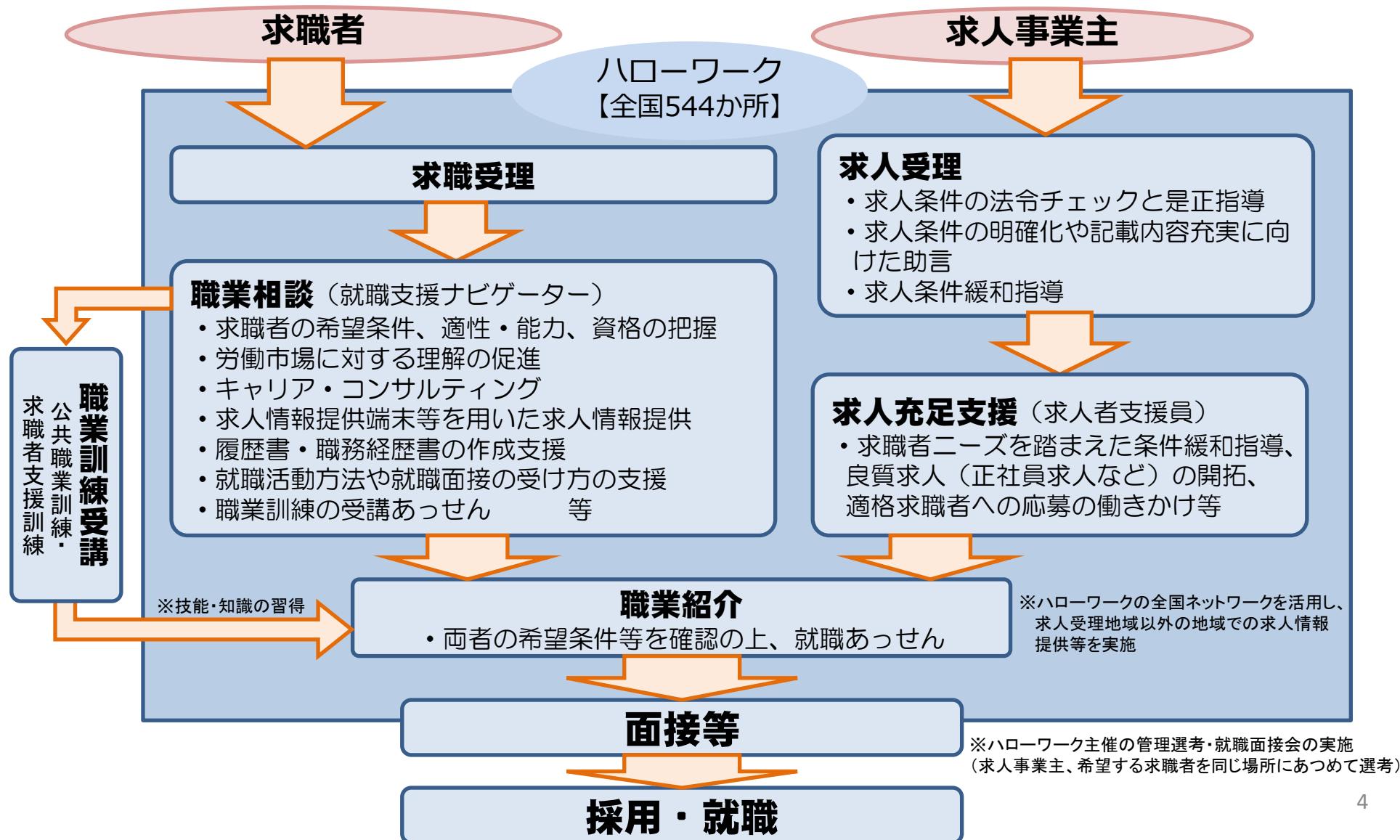
10 職業紹介優良事業者認定制度に係る説明会及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度に係る説明会の実施回数（アウトプット）

11 各認定を受けることをきっかけとして、新たな取組を実施したと回答した職業紹介事業者の割合（アウトカム）

12 優良認定を受けることをきっかけとして、請負労働者の更なる雇用管理の改善を実施したと回答した事業者の割合（アウトカム）

ハローワークにおける職業相談・職業紹介の概要

- ハローワークにおいて、求職者の適性・能力や資格、希望、求人事業主の人材ニーズを踏まえ、きめ細かな職業相談や全国ネットワークを活用した職業紹介を実施し、就職・求人充足を実現。



就職率の推移（過去5ヶ年）

就職率の推移(過去5ヶ年)

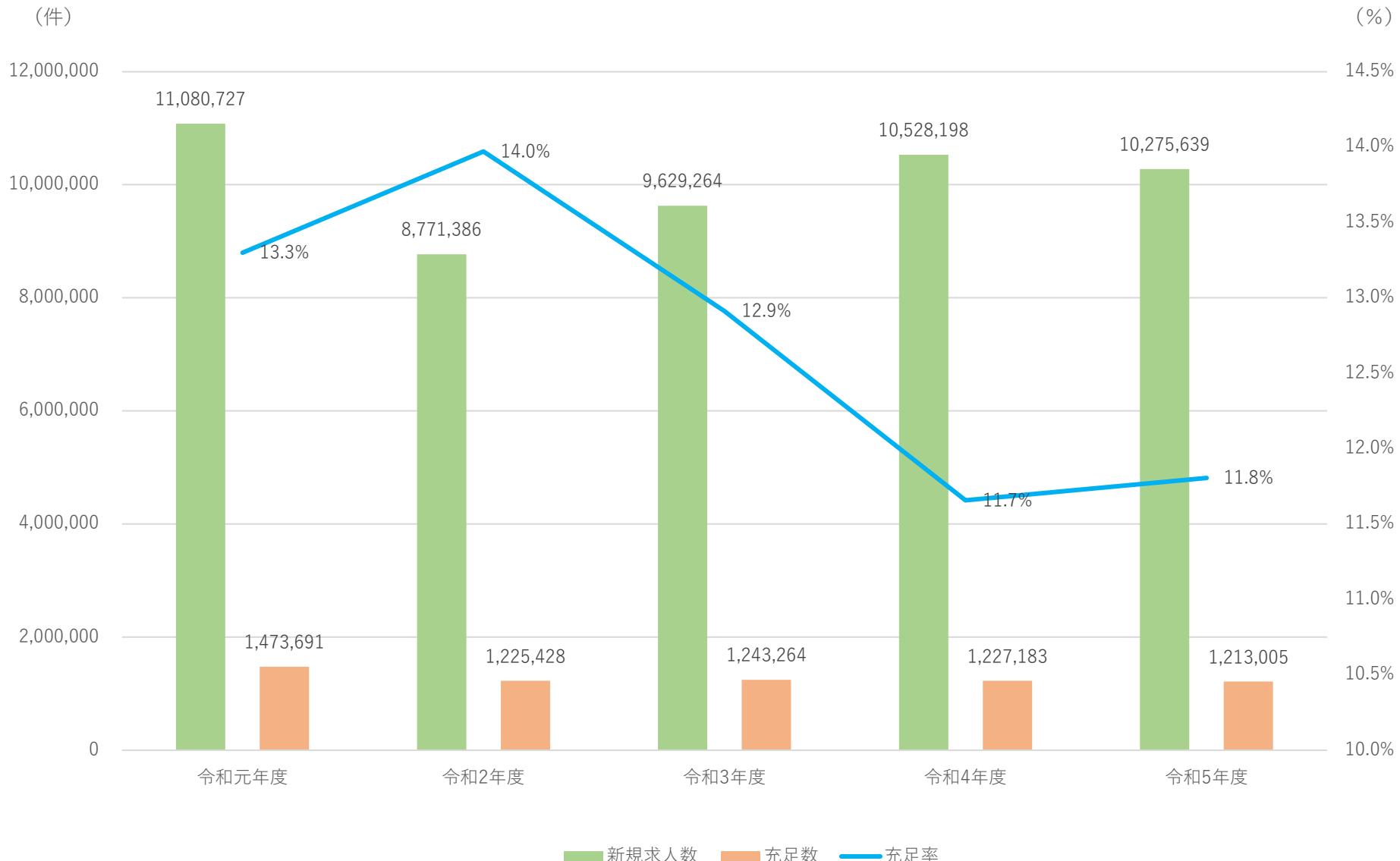


早期再就職割合の推移（過去5ヶ年）



充足率の推移（過去5ヶ年）

充足率の推移（過去5ヶ年）



ハローワークサービスのオンライン化について

ハローワークの就職支援サービスを、より気軽に活用いただけるよう、「ハローワークインターネットサービス」の機能強化や各種サービスのオンライン化を進めています。

ハローワークインターネットサービスの主な機能拡充

- ・オンラインでの求職申込み、求人申込み（R2.1～）、求職者へ求人の個別送付機能（R2.1～）
- ・全国のハローワーク求人の検索機能（お気に入り保存等、R2.1～）、求職者情報の検索（希望者のみ、R2.1～）
- ・オンラインでのハローワークの職業紹介（R3.9～）、求職者から求人者への直接応募（希望企業のみ、R3.9～）
- ・求人者から求職者への直接リクエスト（R4.3～）等

＜オンラインで申込みからマッチングまで完結＞

オンライン求人登録



オンライン求人申込

ハローワークへ出向かずに
求人が提出できます

応募書類の受付、 求職者とのやりとり

面接日の調整、
採否の連絡など



求職者情報の検索、 直接リクエスト

仕事を探している方(希望し
た方のみ)の検索ができます



ハローワークがマッチングを お手伝い

オンライン職業相談 (一部施設のみ、順次拡大中) オンライン職業紹介



オンラインセミナー オンライン面接会・企業説明会



マッチング
成立



オンライン求職登録



全国のハローワーク 求人情報の検索

お気に入り保存や応募履歴
の確認も可能です

| | | |
|---|--|--|
| 職種 | | 看護師／准看護師 |
| 受付年月日 | | 2019年3月4日 |
| 求人区分 | | パート |
| 事業所名 | | 学校法人 ◆◆◆学園 |
| 就業場所 | | 茨城県●市 |
| 仕事の内容 | | ○介護施設での看護師業務です ＊年齢（10～18歳）の保育と保健指導 *食事やミルク授乳の援助 |
| 雇用形態 | | パート労働者 |
| 正社員以外の名 称 | | |
| 賃金 | | 一般 時給 1,400円～1,400円 |
| <small>就業不規則 学業不規則 時間外労働なし 洋服二日制（土日休） 終勤なし 通勤手当あり マイカー通勤可</small> | | |

| | |
|--|------|
| HelloWork Internet Service ハローワーク インターネットサービス | |
| トップ > 求人検索 | |
| 都道府県 | 市区町村 |
| 選択 | クリア |
| 任意 | |
| 都道府県 | 市区町村 |
| 選択 | クリア |
| 都道府県 | 市区町村 |
| 選択 | クリア |

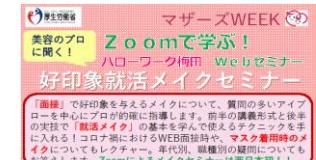
ハローワークへ出向かずに
職業相談・職業紹介※が受けられます
※一部の企業には直接応募も可能



(オンライン相談の様子)

ハローワーク梅田の例

従来のセミナーを全てオンラインセミナーとして
実施。



(オンライン就活マイクレッスン(令和3年5月実施))

令和7年度当初予算案 50億円（48億円）※（）内は前年度当初予算額

| 労働特会 | | | 子子特会 | 一般会計 |
|------|----|----|------|------|
| 労災 | 雇用 | 徴収 | 育休 | |
| ○ | | | | |

1 事業の目的

医療、介護、保育、建設、警備、運輸等（※）への支援を強化するため、ハローワークに人材確保支援の専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を設置。（※求人倍率の高い人材不足分野）

地方自治体や業界団体等と連携して、当該分野のしごとの魅力を発信し求職者の拡大を図るとともに、求人充足と職場定着のための雇用管理改善等の事業所支援を強化して、両者を結び付けるマッチング機会を拡充することにより、人材確保と雇用管理改善を促進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

「人材確保対策コーナー」における就職支援の拡充

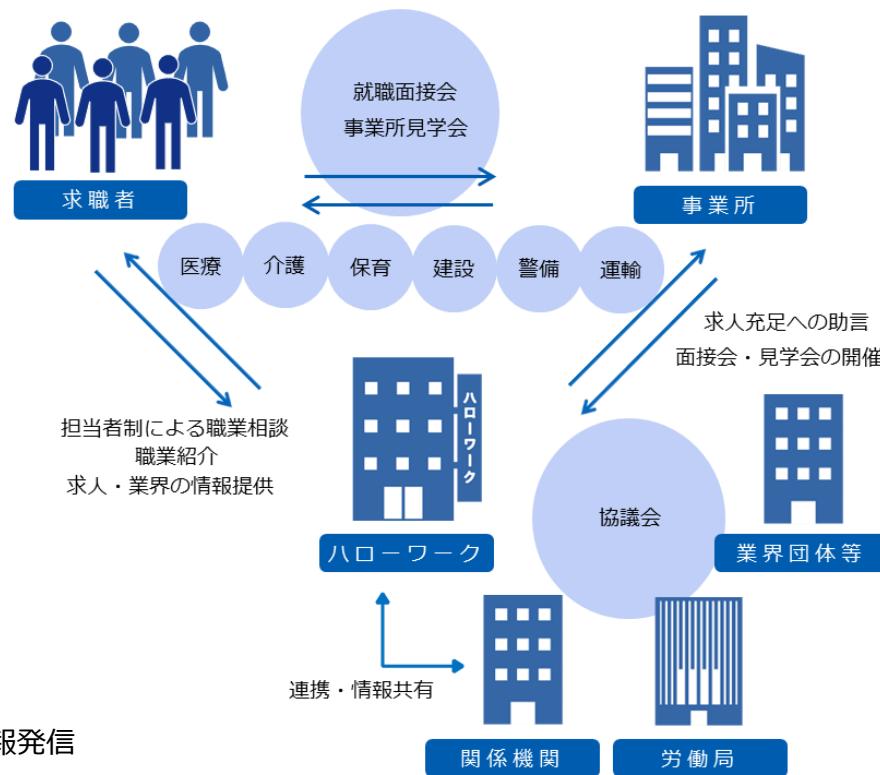
人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充するほか、職場定着のための雇用管理改善等の支援を一貫して行う体制を整備する。

設置箇所 117か所 → 119か所

実施体制
 職業相談員 187人 → 189人
 就職支援ナビゲーター 255人 → 259人
 就職支援コーディネーター 355人 → 347人
 就職支援コーディネーター 47人 → 47人（労働局配置）
 雇用管理改善等コンサルタント（委嘱）

支援内容

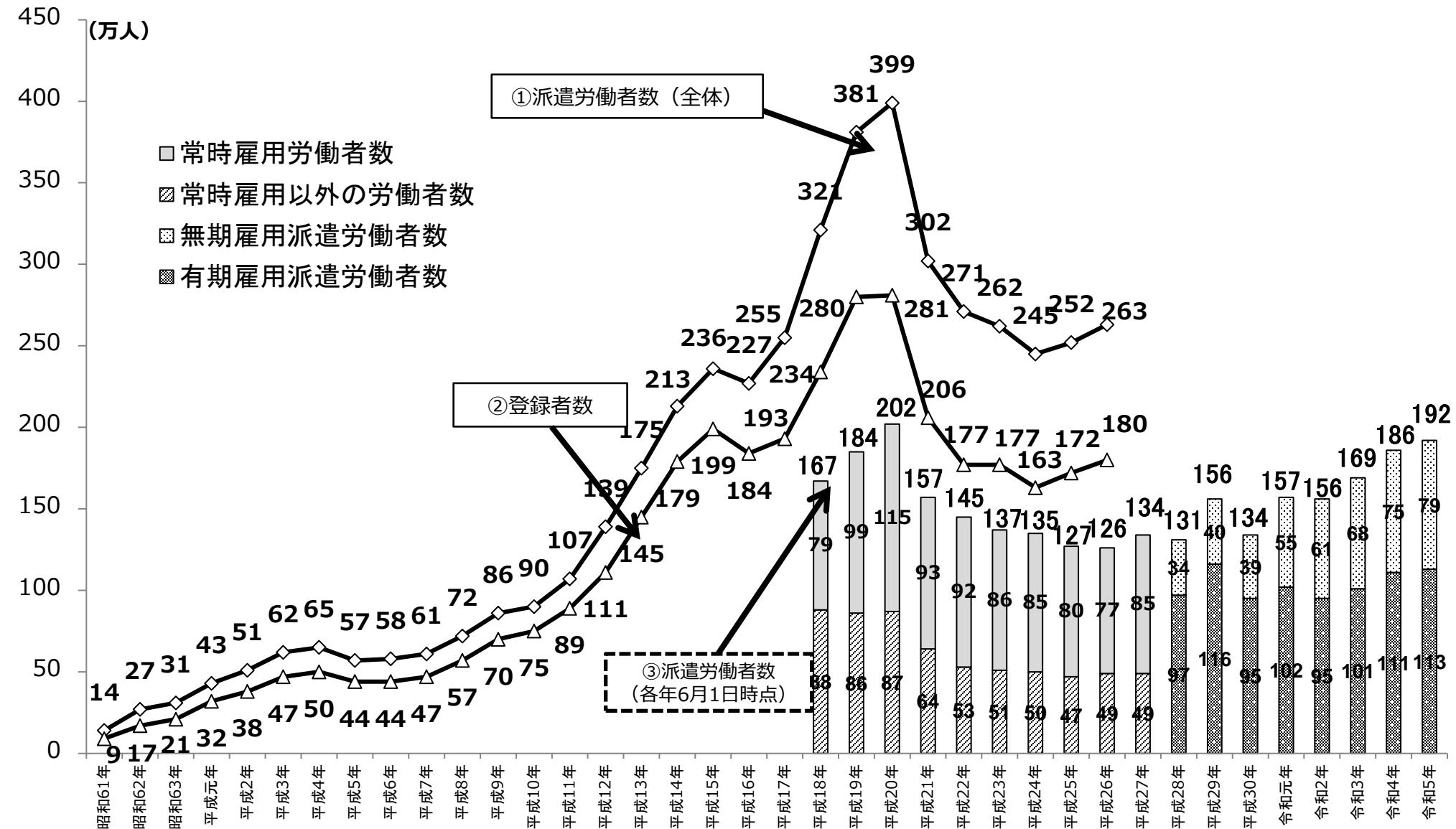
- 協議会における地域の関係機関と連携した枠組み作り
- 求人者に対する支援
 - 求人者への求人充足に向けた助言・指導
 事業所見学会、就職面接会等の開催
 職場定着のための雇用管理改善等の支援
 雇用管理改善等コンサルタントの活用
- 求職者に対する支援
 - 担当者制による、きめ細かな職業相談・職業紹介
 求人情報の提供、最新の業界動向、仕事の内容や魅力等の情報発信
- 関係機関、業界団体との連携による支援
 - 関係機関、業界団体との連携によるセミナー、就職面接会の開催
 ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センターとの連携による巡回相談やイベントの実施



事業実績

令和5年度就職件数：83,193件

○ 派遣労働者数の推移



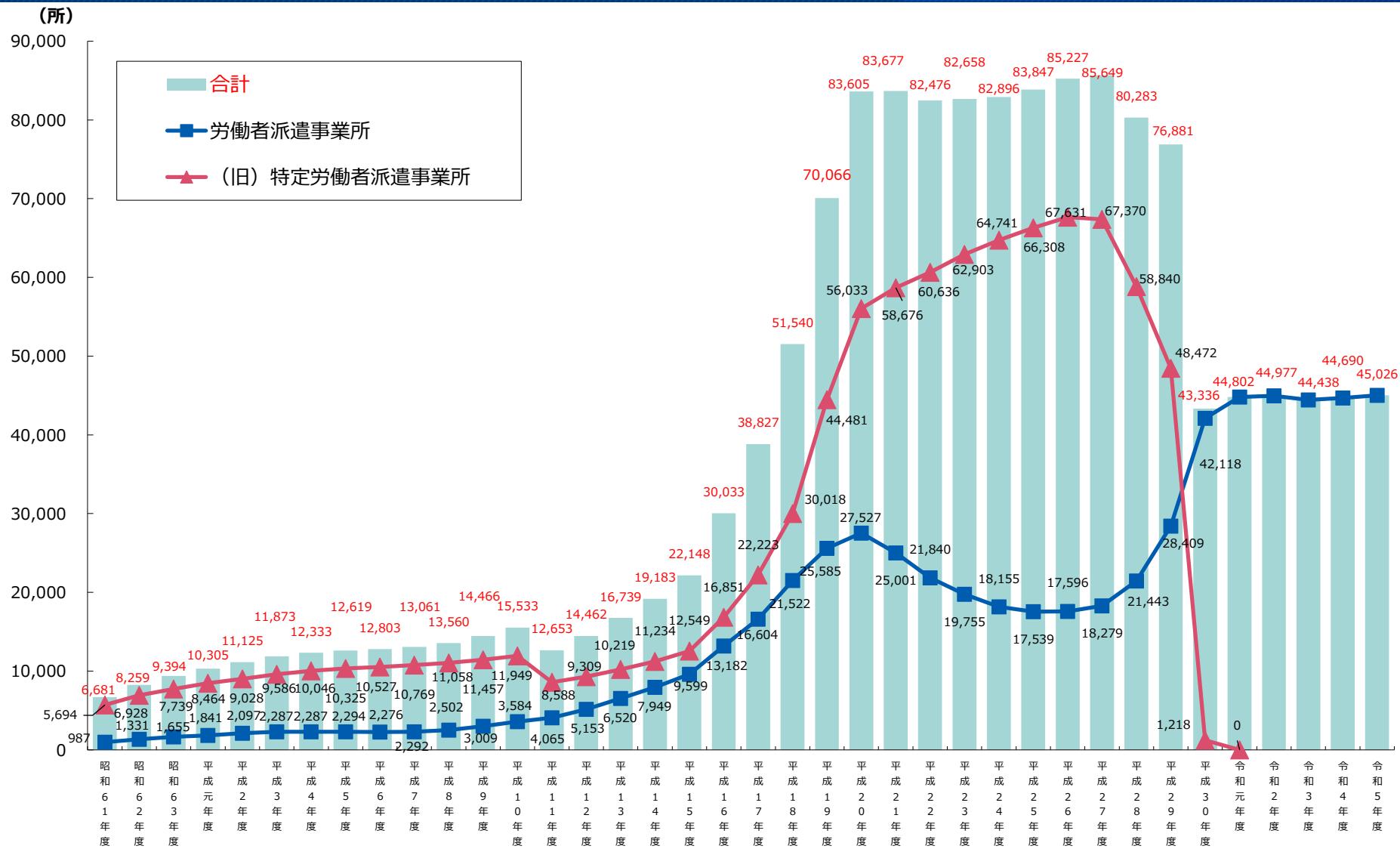
注1) ①派遣労働者数（全体）は、一般労働者派遣事業の「常時雇用労働者」「登録者」および特定労働者派遣事業の「常時雇用労働者」の合計。

注2) ②登録者数は、派遣元事業主に登録し、過去1年以内に派遣されたことがある人の合計。

注3) ①派遣労働者数（全体）および②登録者数は各事業年度における1日当たりの平均人数により算出。

注4) ①派遣労働者数（全体）および②登録者数は平成27年度以降改正法施行に伴う集計方法の変更により対応した数値が存在しない。

派遣元事業所数の推移

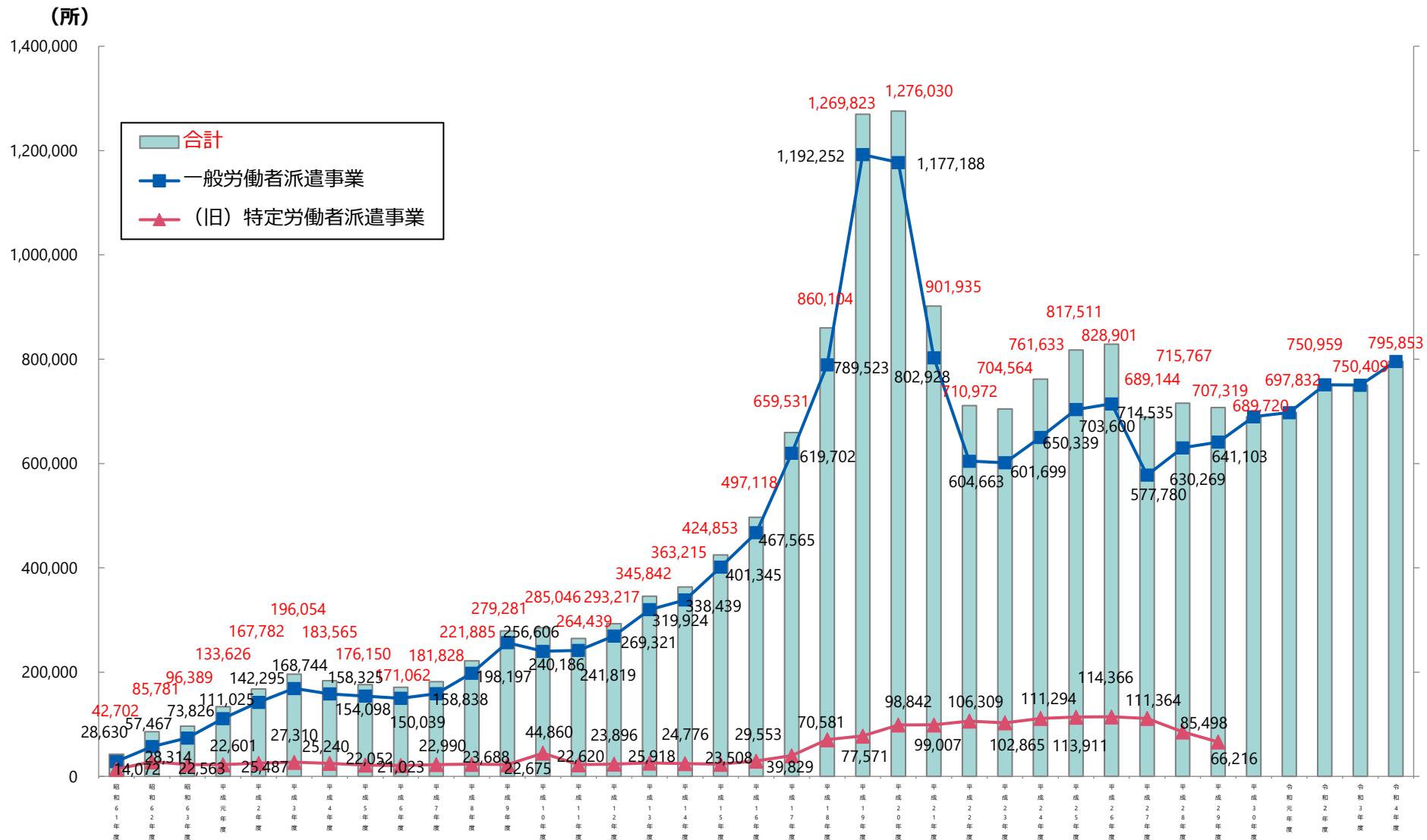


※ 資料出所 厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

※ 平成10年度までは年度末の新規許可・届出受理事業所の累計（延べ数）平成11年度からは廃止及び不更新事業所を除いた実数

※ 平成27年労働者派遣法改正法により、全ての労働者派遣事業が許可制に一本化されたため（経過措置により、改正前から届出により特定労働者派遣事業を営む者は、平成30年9月29日まで引き続き当該事業を行うことが可能。また、同日までに許可申請を行った者については、許可又は不許可の処分がある日まで当該事業を行うことが可能）。

派遣先事業所数の推移



資料出所：厚生労働省 「労働者派遣事業報告（年度報告）」

※ (旧) 特定労働者派遣事業に係る経過措置期間が平成30年9月29日で終了したため、平成30年度以降は一般労働者派遣事業のみの集計

特定募集情報等提供事業の状況（令和5年6月1日現在）

概要

- 1 事業概況報告書（※1）を提出した特定募集情報等提供事業者の数 902事業者（提出対象 903事業者）
※1 職業安定法では、特定募集情報等提供事業者に対し、毎年6月1日時点における事業の実施状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。
- 2 特定募集情報等提供事業者が提供するサービス数（※2）
報告のあったサービスの総数 1,487サービス
- | | | | |
|----------------|-----------|----------------|---------|
| (1) 第1号事業(注)の数 | 1,360サービス | (2) 第2号事業(注)の数 | 125サービス |
| (3) 第3号事業(注)の数 | 590サービス | (4) 第4号事業(注)の数 | 6サービス |
- ※2 1の事業者が複数のサービスを提供したり、1つのサービスが2つ以上の事業類型（号）に該当する場合がある。
- 3 令和5年6月1日時点の状況について
- (1) 求人情報を提供しているサービスについて（1、2号事業の実績）
- | | | | |
|------------------|----------------------|-----------------------|--------------|
| ①提供した求人情報（概数）の合計 | 126,121,391 件 | ②収集した求職者情報（概数）の合計（※2） | 160,527,452件 |
|------------------|----------------------|-----------------------|--------------|
- (2) 求職者情報を提供しているサービスについて（3、4号事業の実績）（※3）
- | | | | |
|-------------------|-------------|----------------------|------------|
| ①提供した求職者情報（概数）の合計 | 95,080,421件 | ②提供先の求人企業（概数）の合計（※2） | 2,388,053件 |
|-------------------|-------------|----------------------|------------|
- ※3 サービスごとに登録されたアカウント数の合計

募集情報等提供事業者とは

- 第1号事業：求人企業等から依頼を受けて、「求人情報」を求職者等に提供する事業（例：求人サイト、求人誌）
- 第2号事業：求人企業等から依頼を受けず、「求人情報」を求職者等に提供する事業（例：他の求人サイトの求人情報を集約・転載（クローリング）する求人サイト）
- 第3号事業：求職者等から依頼を受けて、「求職者情報」を求人企業等に提供する事業（例：求職者が登録した情報を求人企業等が閲覧し、求職者にオファーができるサービス）
- 第4号事業：求職者等から依頼を受けず、「求職者情報」を求人企業等に提供する事業（例：求職者がネット上に載せた自己の実績を集約・掲載し、求人企業等が求職者にオファーができるサービス）

特定募集情報等提供事業者とは

募集情報等提供事業者のうち、「労働者になろうとする者に関する情報」を収集して情報提供に使用している事業者

優良な募集情報等提供事業者の育成及び促進

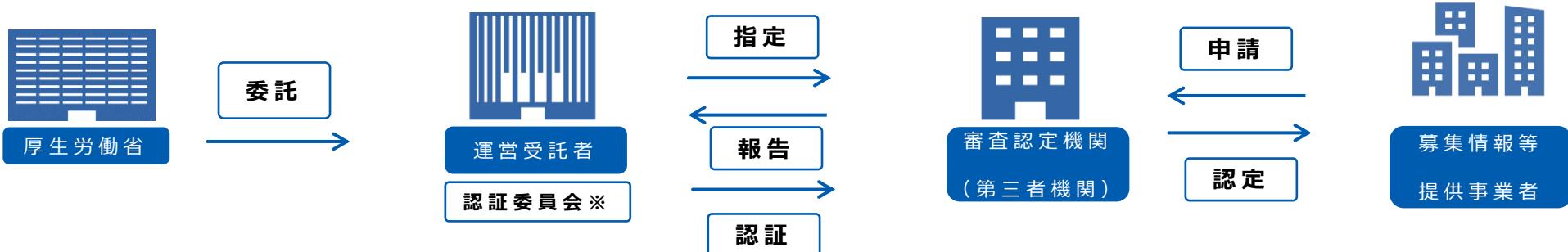
(募集情報等提供事業の適正化推進事業費)

1 事業の目的

- ・インターネットの普及による利用者の増大や、職業安定法の改正を受け、①募集情報等の的確表示、②苦情処理、③個人情報の保護や秘密保持等が義務づけとなつたことにより、募集情報等提供事業者の果たす役割が、これまでになく大きくなっているところ。
- ・この状況を踏まえ、一定の基準を満たす募集情報等提供事業者を優良事業者として認定することにより、優良な事業者の利用促進や、募集情報等提供事業者の事業改善意欲の醸成による業界全体の質の向上・活性化を図るとともに、求職者の雇用の安定を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ▶ 一定の基準を満たした募集情報等提供事業者を、優良事業者として認定。
(優良な事業者であることの「みえる化」。民間委託として実施。)



※認証委員会（受託者の他、学識有識者、使用者代表及び労働者代表の委員で構成）

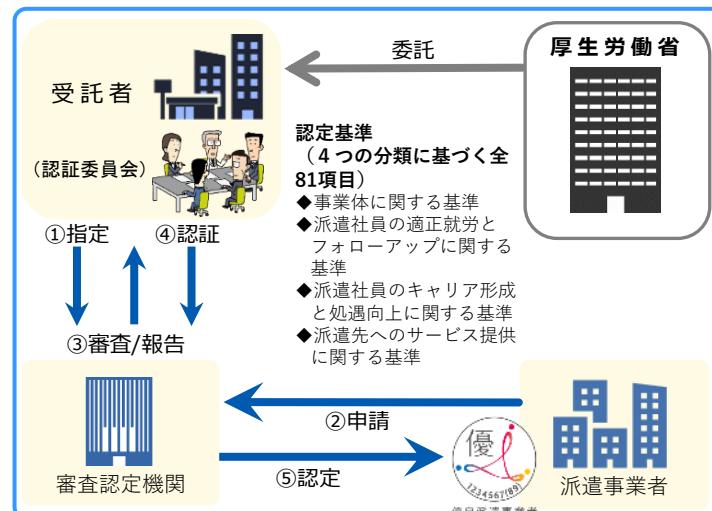
- ▶ 認証委員会で、①法令遵守、②業務の適正運営等、複数の認定基準を設定。
- ▶ 審査認定機関（受託者が指定）が認定審査を行い、審査結果を認証委員会へ報告。委員会の認証を経て認定。
- ▶ 募集情報等提供事業者に対する相談事業、認定済み事業者に対するフォローアップセミナーを実施。

優良派遣事業者推奨事業

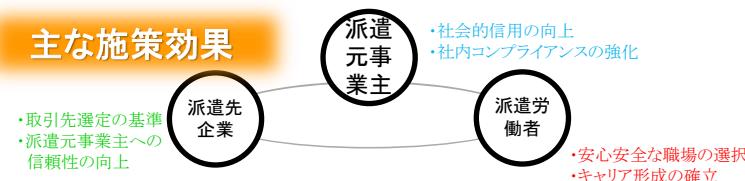
労働者派遣事業において、一定の基準を満たす派遣事業者を優良派遣事業者として認定することにより、優良な事業者を育成し、業界全体の質的向上及び労働者と受入企業の適切なマッチングを促進する。

優良派遣事業者認定制度の運営

➤ 一定の基準を満たす派遣事業者を優良派遣事業者として認定



主な施策効果



〈事業内容〉

1. 事務局の設置・運営

- ・ 管理責任者の配置、・ 制度に関する相談等の対応
- ・ 運営要領に基づく適切な運営、改訂等

【認定制度の着実な運営のための取組】

2. 有識者等(認証委員)による委員会の設置・運営

- ・ 本事業の遂行に関する具体的な内容や実施方法等の検討等
- ・ 学識経験者(座長選任)、弁護士、労使各代表による委員構成
- ・ オンラインにより開催

3. 認定基準の検討等

- ・ 認定制度における認定基準、その他申請手続きに関するチェックリストや審査マニュアル等についての見直しに係る検討、必要に応じた改定に係る調整

4. 審査認定機関の指定等

- ・ 審査認定機関の公募、委員会による指定に係る事務
- ・ 審査員に対する研修

5. 審査・認定に対する認証等

- ・ 申請募集、認証までの調整
- ・ 委員会による認証等の事務

【認定制度のさらなる推進に向けた取組】

6. 認定制度の周知・普及促進等

- ・ 専用ホームページの運営
- ・ 周知リーフレットの作成、配布等

7. 優良派遣事業者のフォローアップ

- ・ 認定後の適合状況に関するセミナーの実施

8. 説明会の開催

- ・ 認定制度の利用促進、申請等における留意事項、相談対応、アンケート等
- ・ 集合形式及びWEB会議ツール等による効果的な実施

9. 派遣先企業に対する実態調査

- ・ 認定制度の認知度、サービス内容に関するニーズ等の把握

10. 新規申請者の申請準備サポート

- ・ ニーズに応じた申請準備セミナーの実施

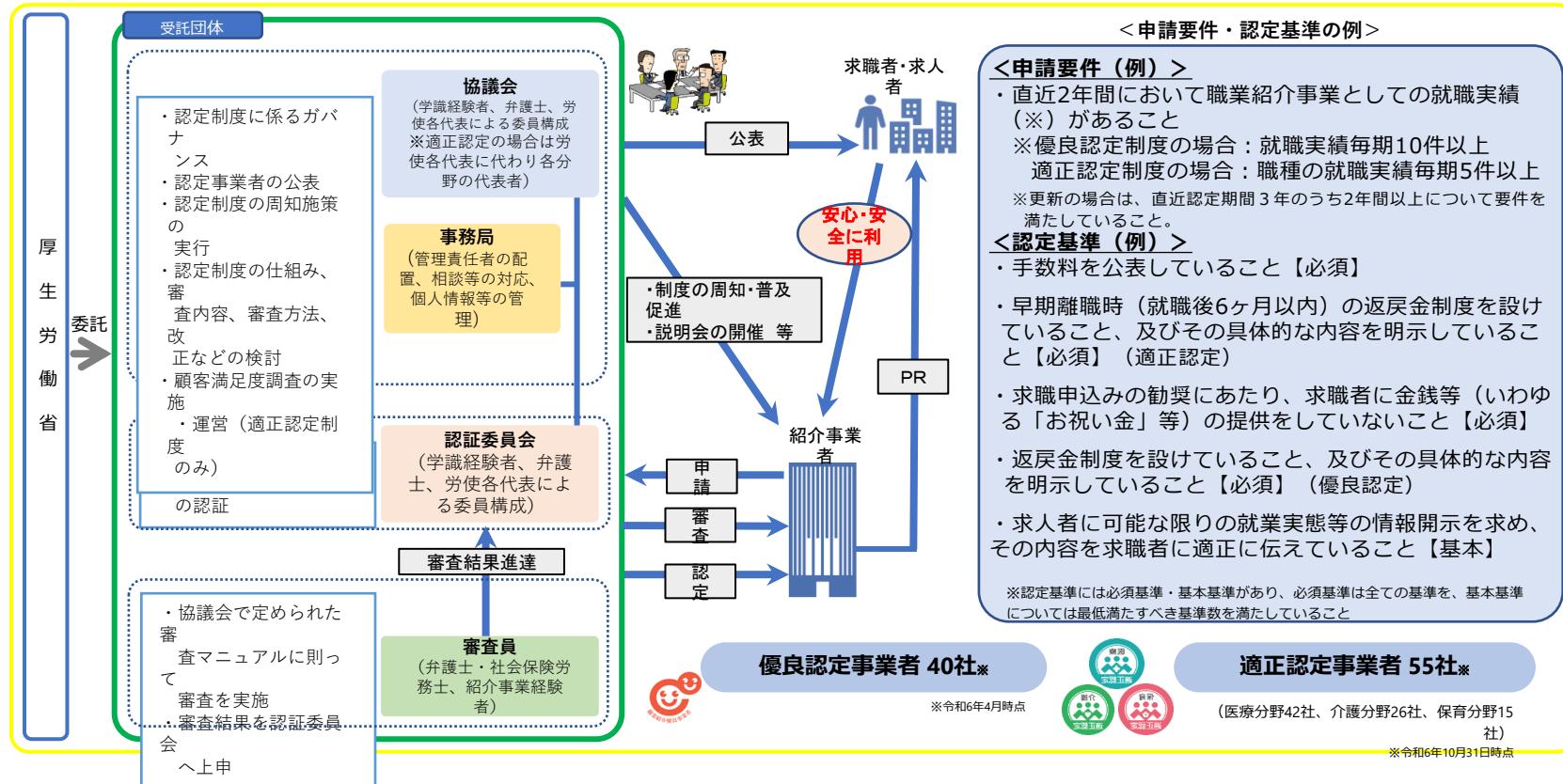
【職業紹介優良事業者認定事業（優良認定制度）の目的】

- 法令遵守及び採用・定着/マッチングについて一定の基準を満たした事業者を認定することにより、求職者が安心・安全な事業者を選択し、求人者が取引先選定の基準とすることによって、職業紹介事業の健全な競争と求人者と求職者の適切なマッチングを促進する

【医療・介護・保育分野における適正事業者認定事業（適正認定制度）の目的】

- 医療・介護・保育分野における求職者が安全・安心な事業者を選定し、求人者が、事業者の利用に際して、あらかじめサービスの内容や品質、その費用等についての概要を知ることができ、その上で適正な事業者を選択できるようすることを通じて、医療・介護・保育分野における人材確保及びマッチングの質向上に貢献する

＜優良・適正認定制度の仕組み＞



請負事業適正化・雇用管理改善推進事業

令和6年度予算額 18百万円 (18百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

請負事業主、発注者の取組や抱えている課題及び請負事業の適正化・雇用管理改善を図るために助言等の相談支援や、適正に製造請負事業を行うために必要な知識の付与、働き方改革を踏まえた待遇改善や請負労働者のキャリアアップに係る事例紹介等の周知や事業者の取組を好事例としてまとめたリーフレットの配付を行うとともに、相談支援や実態把握を通して事例の収集や課題の把握・分析を行い、適切な支援の実施を通じて業界の健全化を図る。



2 事業の概要・スキーム

① 製造請負事業改善推進協議会の設置

請負事業適正化・雇用管理改善推進事業の円滑かつ効果的な推進を図るために運営機関として、「製造請負事業改善推進協議会」を設置する。

② 製造請負事業者等を対象とした相談支援等の実施

製造請負事業者等（※）を対象とした電話・訪問による相談支援の実施により、適正に製造請負事業を行うために必要な知識を付与する。

相談支援や実態把握により、請負事業者等が抱える課題について把握・分析することで、業界の健全化を図る。

※ 製造請負事業者、請負労働者及び発注者等

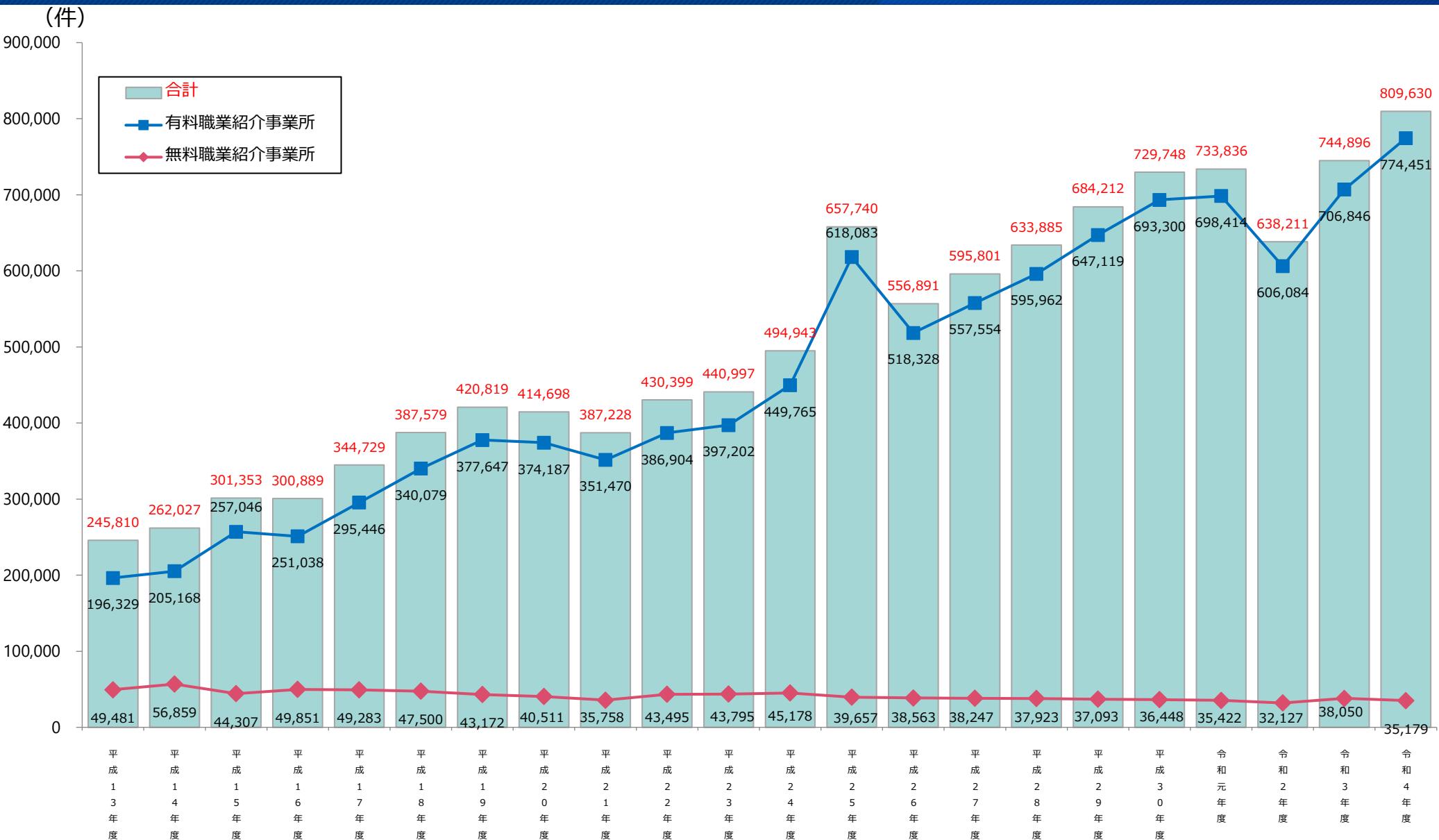
③ 製造請負優良適正化事業認定制度の運営

優良認定事業者にかかる取組事例の紹介等を行う好事例集を作成し、製造請負事業者に対して幅広に情報提供を行うことで、効果的に請負事業の適性化等を推進する。

3 実施主体等

実施主体:民間団体等

就職件数（常用就職）の推移



民営職業紹介事業所数の推移

